平成２９年（フ）第８９３号
東京都練馬区大泉町３丁目38―23　第３ブルーコーポ103
債務者　平墳　　昇
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１１号
東京都板橋区小茂根４丁目18―３―101
債務者　菊池　幸夫
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１２号
東京都墨田区緑４丁目28―１―402　ＭＡＩＮ　ＳＴＡＧＥ　錦糸町Ⅳ
債務者　谷岡　詩子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１３号
千葉県流山市南流山２丁目26―４　フォーディーバーＭＳ403
債務者　風間亜紀子
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３５号
東京都世田谷区喜多見２丁目10―７―402
債務者　吉田　孝弘
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４１号
東京都江戸川区平井１丁目２―21
債務者　細谷　太郎
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４５号
埼玉県草加市松原１丁目２―８―317
債務者　三谷　知佳
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４８号
千葉県松戸市松戸新田473―１　レオパレスα202
債務者　熊谷　政徳
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５３号
東京都足立区一ツ家２丁目10―９
債務者　岩崎　栄一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５４号
東京都目黒区上目黒５丁目12―26　鈴木方301
債務者　野久尾明子（旧姓富山）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５７号
東京都板橋区小茂根２丁目26―４―301
債務者　島田　可菜
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５８号
東京都新宿区市谷薬王寺町71―６―407
債務者　上田　　聰
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３号
東京都葛飾区東四つ木４丁目26―７―303
債務者　中村　一貴
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６４号
東京都江戸川区西一之江３丁目15―14　生沼運送株式会社202
債務者　永田　洋一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７２号
東京都西東京市南町２丁目６―８
債務者　時田亜由美
1　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部